

特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令（案）等に関する意見募集  
（パブリックコメント）に寄せられた御意見の結果について（就業環境の整備関係）

○令和6年4月12日（金）から5月11日（土）まで実施

○意見数 114件 ※複数意見が含まれている場合も件数ごとにカウント

○主な意見（就業環境の整備関係）

【募集情報の的確な表示】

- ・ 人を介しての募集や、特定少数に対する募集など、「広告等」の範囲を明確化すべき。
- ・ 的確表示義務の対象となる募集情報の事項について、取引条件の明示（第3条）との違いの背景をQ&A等で明確化すべき。

【妊娠、出産若しくは育児又は介護に対する配慮】

- ・ 「育児」について、子の対象年齢を引き上げるべき。
- ・ 同性パートナーの場合も配慮の対象に含まれるのかどうか明確化すべき。
- ・ 「特定業務委託事業者による望ましくない取扱い」は禁止行為とすべき。行政から遵守させるように周知すべき。
- ・ 育児介護等の配慮の申出をしやすい環境整備は重要であるため、周知徹底すべき。

【ハラスメント対策に係る体制整備】

- ・ 発注事業者が講ずべきハラスメント対策の内容について、周知徹底すべき。
- ・ ハラスメント加害者が相談担当者である場合、被害者であるフリーランスが相談するのは現実的ではないため、行政として第三者機関を設けるべき。
- ・ 「業務委託に関して行われる」とは、特定受託業務従事者が当該業務委託に係る業務を遂行する場所又は場面で行われるものとされているが、「場所又は場面」を実態に合わせて広く運用すべき。
- ・ セクハラだけでなく、パワハラについても、「他の事業者等からのハラスメント」を望ましい取組ではなく措置義務の対象とすべき。
- ・ 中小・小規模の発注事業者はハラスメントの体制整備が難しい場合もあるため、行政による積極的なサポートが必要。

【中途解除等の事前予告・理由開示】

- ・ フリーランスの生活への影響を踏まえれば、事前予告は30日前まででは遅いのではないか。
- ・ 業務委託の一時停止については、契約の解除の対象外とすべき。
- ・ 「特定受託事業者の責めに帰すべき事由」で例示されている内容が広すぎるため、フリーランスの保護にならないのではないか。
- ・ 「特定受託事業者の責めに帰すべき事由」については、発注事業者の予見可能性の観点から、フリ

ーランスが反社会的勢力である場合、破産した場合、契約時に経歴詐称をした場合など、幅広く許容し、明確化すべき。

- ・ 事前予告や理由開示の方法のうち電子メール等の送信の方法は、「電子メール等の記録を出力することにより書面を作成することができるもの」とされているが、発注事業者の負担に鑑み、当該要件は削除すべき。
- ・ 解除ができるのは合理的な理由がある場合に限定すべき。

#### 【継続的業務委託】

- ・ 「継続的業務委託」の期間（6ヶ月以上）を短縮すべき。
- ・ 「継続的業務委託」の期間（6ヶ月以上）は妥当。
- ・ 契約の更新について、「給付又は役務の提供の内容が少なくとも一定程度の同一性を有すること」としているが、個別判断のための例示をすべき。
- ・ 契約の同一性について、日本標準産業分類の小分類により判断するとされているが、実態が反映されない可能性があるため、小分類でなく職種で判断すべき。
- ・ 契約の更新について、業務内容の同一性がなくとも、当事者が同一であれば該当するとすべき。
- ・ 業務委託契約が、実務上、いわゆる基本契約と個別契約に分かれて締結される場合があるが、フリーランス法の「基本契約」の定義を明確化すべき。
- ・ 契約の更新について、法の潜脱行為を防ぐため、2以上の業務委託契約を締結する場合の空白期間（クーリング期間）をより長く設定するか又は、そもそも空白期間の定めを設けるべきではない。